

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年6月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900448号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000001号

第1 結論

平成8年4月から平成9年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年4月から平成9年3月まで

私は請求期間当時大学生であり、同じく大学生であった請求期間前後の期間は、国民年金保険料の免除期間となっているのに、請求期間は免除期間となっていない。

免除申請手続は、自分で行ったか、両親が行ったかよく覚えていないが、大学生だった期間は、毎年免除申請を行っていたので、調査の上、請求期間を免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、大学生であった期間は、請求期間を含めて、毎年国民年金保険料の免除申請を行っていたと主張しているところ、オンライン記録によると、請求期間前後の期間で請求者が大学生であったとする平成6年*月から平成8年3月までの期間及び平成9年4月から平成10年3月までの期間は、国民年金保険料の申請免除期間となっていることが確認できる。

一方、戸籍の附票によると、請求者の住所は、請求期間の始期である平成8年4月1日に、請求者の実家があるA市から、請求者が在籍していた大学があるB市へ変更され、引き続き請求期間後の平成10年3月までB市であったことが確認できることから、請求期間である平成8年度の国民年金保険料の免除申請は、住民登録のあるB市で行う必要があったところ、請求者は、当該住所変更に関する記憶は定かではないとしている上、免除申請を行った場所についても記憶していない旨陳述している。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料の免除申請を、自身で行ったか、実家のA市に居住している両親が行ったかよく覚えていない旨陳述している上、その父親からは事情を聴取できず、母親からは聴取できたものの、請求期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができない。

なお、B市及び同市を管轄するC年金事務所は、いずれも、文書保存年限が経過しているため、請求期間当時の免除申請書等の資料はないと回答している。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900451号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000002号

第1 結論

平成6年*月から平成8年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年*月から平成8年3月まで

私の国民年金の加入手続、保険料納付は母が行っていた。当時の領収書等は残っておらず、母は他界したので加入手続や保険料納付の詳細はわからないが、生前母に確認したところ、私の国民年金保険料は納付済みであると言っていたので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、請求者はこれらに直接関与していなかったことから、母親がいつ頃加入手続を行い、いつ頃、どこで、どのように保険料を納付したかなどについてはわからないとしている上、その母親は既に亡くなっていることから、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができない。

また、オンライン記録によれば、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)に係る被保険者資格記録は、平成6年*月*日を資格取得年月日として平成8年12月16日に入力処理されている上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても、上記以外の国民年金番号を確認できないことから、請求者の国民年金の加入手続は平成8年12月頃に行われたと推認できるところ、当該加入手続時点において、請求期間のうち一部の期間の保険料は時効により納付することができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900458号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000001号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年10月1日から平成13年10月12日まで

A社に事業主として勤務していた請求期間の標準報酬月額が、かなり低額に記録されている。確定申告書及び源泉徴収票を提出するので、請求期間の標準報酬月額を正しい金額に見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、オンライン記録及び同社に係る商業登記簿謄本により確認できる。

また、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和62年10月から平成2年9月までは41万円、同年10月から平成4年12月までは53万円(平成2年10月から平成4年12月までの期間における厚生年金保険の最高等級)、平成5年1月から平成13年9月までは20万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成13年10月12日。以下「全喪日」という。)の後の平成13年10月15日付けで、昭和63年から平成13年までの定時決定並びに平成4年1月及び平成5年1月の随時改定の記録が取り消された上で、昭和62年10月から平成元年9月までは8万円、同年10月から平成12年9月までは9万2,000円、同年10月から平成13年9月までは9万8,000円に遡って減額されていることがオンライン記録により確認できる上、役員一人についても全喪日後に標準報酬月額が遡って減額されていることが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間当時から、税金及び社会保険料の滞納があったことは認識していたものの、標準報酬月額の見直しは知らなかった旨陳述している。

加えて、請求者が提出した平成元年分から平成12年分までの給与所得の確定申告書並びに平成3年分、平成9年分、平成10年分及び平成12年分の給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額は、いずれの年についてもオンライン記録により確認できる減額見直し

後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と健康保険料の合計年額よりも高額であることが確認できる。

一方、請求者は、自身は社会保険事務にかかわっておらず、社会保険事務担当者に任せていた旨陳述しているものの、A社の複数の従業員は事業主印の管理者は請求者であった旨回答しており、仮に、社会保険事務担当者が当該減額処理に係る手続を行ったとしても、当該手続が、社会保険事務担当者個人の行為として行われたものとは認め難く、A社の行為として行われたものと考えざるを得ない。

これらの事実及びその他の事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900469号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000002号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年4月1日から平成元年5月1日まで

B社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。請求期間当時は、会社の命令により海外に赴任していたが、勤務は継続していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答により、請求者は、請求期間において同社に継続して雇用され、同社の海外子会社に赴任していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、請求者に対する請求期間の給与は、海外の現地事業所から支給されていたと考えられるが、ほかに厚生年金保険の適用を受けている国内の事業所からも支給されていたか否かについて、当時の資料がなく不明である旨回答している。

また、B社は、請求期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除はなかった旨回答している。

さらに、C健康保険組合から提出された適用台帳によると、請求者は、昭和63年4月1日に健康保険の被保険者資格を喪失し、平成元年5月1日に再度当該資格を取得しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を保有しておらず、ほかに請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900470号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000003号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年4月1日から平成2年7月1日まで

B社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。請求期間当時は、会社の命令により海外に赴任していたが、勤務は継続していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答により、請求者は、請求期間において同社に継続して雇用され、同社の海外子会社に赴任していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、請求者に対する請求期間の給与は、海外の現地事業所から支給されていたと考えられるが、ほかに厚生年金保険の適用を受けている国内の事業所からも支給されていたか否かについて、当時の資料がなく不明である旨回答している。

また、B社は、請求期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除はなかった旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を保有しておらず、ほかに請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。